

住民票の写しや戸籍関連証明書などを代理人・第三者の請求により交付した場合の本人通知制度について

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117
地域総務課 地域担当 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848

住民票の写しや戸籍関連証明書などを代理人や第三者(特定事務受任者の一部の業務を除く)に交付したとき、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、事前に登録した方(証明書に記載された方本人)に交付したことを通知する仕組みです。

- ◆対象者 神川町に住民登録をしている方、または神川町に本籍がある方
- ◆手続き 制度の利用を希望する方は、事前に運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類を持参して、登録申請していただきます。
- ◆申請窓口 町民福祉課(戸籍担当)または地域総務課(地域担当)
- ◆通知の対象となる証明書等の種類
 - ① 戸籍謄本・抄本(除籍・改製原戸籍を含む)
 - ② 戸籍記載事項証明書(戸籍届書にかかる証明書を除く)
 - ③ 戸籍附票の写し(除かれたものを含む)
 - ④ 本籍入りの住民票の写し(除かれたものを含む)
 - ⑤ 本籍入りの住民票記載事項証明書(除かれたものを含む)
- ◆通知の対象となる請求
 - ① 委任状等による代理人請求
 - ② 第三者請求(公用請求は対象外)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

終戦75周年の節目にあたり、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4) 上記以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日
※この期間を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

留意事項

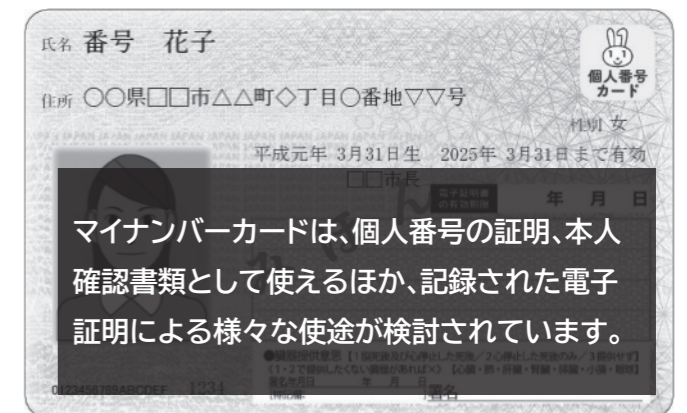
- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うこととなります。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、また窓口が混雑しないよう、請求窓口にお越しの際は、事前にお電話での日程調整をお願いします。

おさらい！マイナンバーカードの申請方法

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

「スマートフォン」や「パソコンとICカードリーダー」をお持ちの方は、例えばマイナポイントの手続きも自宅でするので、便利です。

マイナンバーカードの「電子証明書」を読み取れるスマートフォンの対応機種は、
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/nfclist/> (リンク先：マイナポイント事業) をご確認ください。



① 申請方法の選択

以下の4種類より選択できます。
A:スマホ B:パソコン
C:証明写真機 D:郵送

申請方法の詳細は、次のサイトをご覧ください。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>
(リンク先: 地方公共団体情報システム機構)



② 次に申請書が

手元にあるかチェック

申請書をご用意いただいたら、お好みの方法で申請してください。

【申請書を既に持っている方】

→平成27年度に簡易書留で郵送された「通知カード」についていた申請書をお持ちの場合は、その申請書を用いて上記のA～Dいずれかの方法で申請してください(スマホ、パソコン、証明写真機では、申請書のQRコードが使えます)。

【申請書を持っていない方】

→町民福祉課に来庁していただき、本人確認書類を提示して、申請書の再発行を受けてください(住民登録と同じ世帯の方の申請書も同時に再発行出来ます)。

※ご自身のマイナンバーがわかる場合は、申請書の再発行の代わりに、マイナンバーホームページから白紙の申請書・郵送用の封筒等を印刷して、必要事項を記入、顔写真を貼り郵送することもできます。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-yubin/>



③ いよいよマイナンバーカードの受取り

申請に問題がない場合、およそ1か月後に、受取手続きのご案内の封筒が郵送されます。案内を確認の上、ご本人が受取りにご来庁(カードの本人確認書類としての信頼性を高めるため)ください。
15歳未満のお子様などは、親権者の方と一緒にご来庁ください。

●いつ受取りに行くの？

混雑緩和のため、受取日時をご案内しています。都合が悪い場合、他の日時でも手続き可能ですが、混雑する場合もございます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

●なにを用意するの？(大まかな説明となりますのでご注意ください)

- ① 本人確認書類(公的な顔写真付のものの場合1点(運転免許証、旅券等)、そうでないものの場合2点(医療保険証と介護保険証、母子手帳と子ども医療費受給資格証等))
- ② 通知カード ③ 照会回答書(案内に入っていたハガキ) ④ 設定する4種類の暗証番号